

社団法人 自然科学書協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は社団法人自然科学書協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都千代田区神田神保町1丁目101番地文化産業信用組合内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は会員の信頼と協力によって、自然科学に関する出版事業の文化的使命の達成を図ると共に自然科学及びその応用の進歩向上に寄与するを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 自然科学図書、雑誌の出版企画技術の向上に資する各種調査研究並びに見学視察。
2. 自然科学研究の助成及びその研究成果の普及振興。
3. 自然科学の振興に功績のあった者及び自然科学書出版に特に貢献をした者の表彰。
4. 研究会・講演会等の開催。
5. 機関紙・図書等の編集発行。
6. その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員を分けて次の3種とする。

1. 正会員 出版業者にして自然科学図書及び雑誌の出版をなすもの。
2. 名誉会員 この法人に特に功労のあった者及びこの法人の事業目的に深い理解を持つ学識経験者で、それぞれ理事会で推薦され総会で承認された者。
3. 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する者。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとするものはこの定款の施行規則に定めるところにより入会申込をなし理事会の承認を得なければならない。

(規則の遵守)

第7条 会員はこの定款並びにこの法人の規約を遵守し、この法人の目的達成のために協力しなければならない。

(退会)

第8条 会員がこの法人を退会せんとするときはその旨を届け出ねばならない。

(除名)

第9条 この法人の会員であつて会員としての義務に違反し、又は体面を汚す行為があつたとき若しくは会費を1年以上納付

しないときは、理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費)

第10条 会員は別に定める規定により会費を納入しなければならない。但し名誉会員は会費を要しない。既納の金銭及び物件は如何なる理由があっても返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第11条 この法人には、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内

監事 3名以内

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は会員及び会員外の学識経験者などより総会で選任する。

2. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
3. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の種類)

第13条 理事は互選を以て理事長1名、専務理事1名、常務理事4名を定める。

(理事長の職務)

第14条 理事長はこの法人を代表し会務を総理する。

(専務理事及び常務理事の職務)

第15条 専務理事及び常務理事は理事長を補佐し会務を処理する。理事長に事故あるときは専務理事がその職務を代行する。

(理事の職務)

第16条 理事は理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は2カ年とする。但し再選を妨げない。

補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。役員は任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長

がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第20条 この法人の役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とし、報酬額については理事会の議決を経て理事長が定める。

(事務局及び職員)

第21条 この法人に事務局及び職員をおくことができる。職員は理事長がこれを任免する。職員を有給とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第22条 会議は総会、理事会の2種とする。

(総会の種類)

第23条 総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の招集)

第24条 通常総会は年2回とし、1回は決算期日後2ヶ月以内に、1回は年度末に(予備審議のために)開催する。

臨時総会は理事長が必要と認めたとき、又は正会員現在数の5分の1以上より会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその請求のあった日から15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

会議は理事長がこれを招集し、総会の招集は少なくとも会期の7日前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面で会員に通知する。

(総会の開催)

第25条 総会は正会員現在数の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。但し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の出席者に委任した場合はあらかじめ通知した事項につき出席者とみなす。

(総会の定足数)

第26条 総会の議事は正会員である出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会の議決事項)

第27条 総会はこの定数の定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算についての事項。
2. 事業報告及び収支決算についての事項。
3. 正味財産増減計画書、財産目録及び貸借対照表についての事項。
4. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(会員への通知)

第28条 総会の議事要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(理事会の定足数等)

第29条 理事会は毎年2回以上招集する。但し、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開くことが出来ない。

但し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の出席者に委任した場合はあらかじめ通知した事項につき出席者とみなす。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の審議事項)

第31条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を審議する。

1. 事業計画。
2. 諸規定の制定並びに改廃。
3. その他理事長が付議した事項。

(簡易な会議の手続き)

第32条 理事長は簡易な事項又は急施を要する事項については書面を送付して賛否を求め会議に換えることができる。但しこの場合は次回の会議に報告しなければならない。

(議事録)

第33条 すべて会議には議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者代表2名が署名捺印の上これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は次の通りである。

1. この法人の設立当初自然科学書協会より引継いだ別紙財産目録記載の財産。
2. 資産から生じる収入。
3. 事業に伴う収入
4. 会費及び入会金。
5. 寄附金品及び臨時分担金。
6. その他の収入。

(資産の種別)

第35条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来理事会の議決を経て基本財産に編入された資産で構成する。

運用財産は基本財産以外の財産とする。但し寄附金品であつて寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(運用と保管)

第36条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は郵便貯金として、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分と制限)

第 37 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 38 条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる収入、事業に伴う収入、会費等その他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画・これに伴う収支予算は毎事業年度開始前に理事長が編成し理事会及び総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合においても同様とする。

(収支決算)

第 40 条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が調整し財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書と共に監事の意見を付し理事会及び総会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を経てその全部若しくは一部を基本財産に繰入し又は次年度に繰越すことができる。

(長期借入金)

第 41 条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

予算内の支出をするため、その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金以外の借入金についても同じである。

(新たな義務の負担)

第 42 条 第 36 条但し書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終る。

第7章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 45 条 この法人は理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 46 条 この法人の解散に伴う残余財産は理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学

大臣の許可を得てこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附する。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿の備品等)

第47条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。但し、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 1) 定款
 - 2) 会員の名簿
 - 3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - 4) 財産目録
 - 5) 資産台帳及び負債台帳
 - 6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 7) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - 8) 官公署往復書類
 - 9) 収支予算書及び事業計画書
 - 10) 収支計算書及び事業報告書
 - 11) 貸借対照表
 - 12) 正味財産増減計算書
 - 13) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永久、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
3. 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第48条 この定款施行についての細則は理事会及び総会の議決を経て別にこれを定める。

第9章 附 則

1. この法人設立と同時に従来存立した自然科学書協会の会員及び権利義務の一切はこの法人で継承する。
2. この法人の設立当初の役員は次の通りである。
(役員名省略)

平成19年9月20日 文部科学省 定款変更認可